

社会福祉法人清和会 役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清和会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の常勤役員等に対して報酬を支給し、役員等が非常勤の場合には、報酬は支給せず、費用弁償のみとする。また、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、次の通りとする。

理事長（常勤の場合） 月額 200,000円

3 役員を兼務した場合には、どちらかの多い額を報酬とする。

(支 給 日)

第3条 月額の場合は、職員給与と同様に取り扱う事とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、役員等が職員の場合は、就業規則等の規定を適用する事とする。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき 5,000円

宿泊料 1泊につき10,000円

(改 正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成21年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月 9日から施行する。